

《 事務所ニュース 2017年2月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表

厚生労働省は、平成28年4月から9月までに、長時間労働が疑われる10,059事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめたものを公表しました。

この監督指導は、1か月当たり80時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象としています。対象となった10,059事業場のうち、違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行ったのは4,416(43.9%)事業場でした。このうち実際に月80時間を超える残業が認められた事業場は、3,450事業場(78.1%)でした。厚生労働省では今後も、月80時間を超える残業が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

★監督指導結果のポイント★

【1】監督指導の実施事業場数10,059事業場
このうち、6,659事業場(全体の66.2%)で労働基準法などの法令違反あり。

【2】主な違反内容 【1】のうち、下記①から③の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場

①違法な時間外・休日労働があったもの：4,416事業場(43.9%)のうち、時間外・休日労働※1の実績が最も長い労働者の時間数が

1か月当たり80時間を超えるもの
：3,450事業場(78.1%)

1か月当たり100時間を超えるもの
：2,419事業場(54.8%)

1か月当たり150時間を超えるもの
：489事業場(11.1%)

1か月当たり200時間を超えるもの
：116事業場(2.6%)

②賃金不払残業があったもの

：6377事業場(6.3%)

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が、1か月当たり80時間を超えるもの

：400事業場(62.8%)

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの

：1,043事業場(10.4%)

【3】主な健康障害防止に関する指導の状況

【1】うち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：8,683事業場(86.3%)
うち、時間外労働を月80時間※2以内に削減するよう指導したもの：6,060事業場(69.8%)

②労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,189事業場(11.8%)
うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの：566事業場(47.6%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行